清泉女子大学オープンアクセス方針

令和4年6月22日 図書委員会承認 令和4年7月13日 教授会承認

(趣旨)

1 清泉女子大学(以下「本学」という。)は、本学において生産された研究成果(以下「研究成果」という。)を広く学内外を問わず公開することにより、教育・研究・社会活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員(以下「教職員」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果を、清泉女子大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3 著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切であると判断された場合、本学は当該 研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を 締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

5 研究成果公開に同意した教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関する事項は、「清泉女子大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議 して定める。

附則

本方針は、令和4年7月15日より施行する。